

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成26年 9月16日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
京都府宇治市大久保町西ノ端1番地1		株式会社オートワークス京都 代表取締役 江崎 浩一郎 電話 0774 - 46 - 7063					
主たる業種	自動車製造	細分類番号 3   1   1   1					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	環境マネジメントシステムに基づく環境活動計画における改善計画として、省エネ活動に取り組み地球温暖化抑制(CO2排出量の削減)につなげる。						
計画を推進するための体制	社長を統括責任者とし、環境管理責任者により実施計画を策定、推進管理を実施する。 <環境委員会(1回/2ヶ月)で進捗確認>						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,495.7 トン	7,344.7 トン	7,232.7 トン	7,013.9 トン	-4.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,495.7 トン	7,344.7 トン	7,232.7 トン	7,013.9 トン	-4.0 パーセント	
目標の根拠		エネルギーの使用量を現状と同程度で設定。 ただし、第3年度において第1年度比3%以上の削減を図る。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量(生産台数×1/10)	< 7.75	< 7.62	< 7.50	< 7.28	-4.27 パーセント
		事業活動に伴う排出の量( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		生産台数×1/10を原単位の分母に設定。基準年に対して大幅に生産台数(計画)減のため原単位増となるが、第3年度において第1年度比で3%以上の低減を図る。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考	
		55.0 セット	73.0 セット	94.0 セット	115.0 セット		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	生産計画に整合した設備の適正運転管理を強化する。 具体的には、ピークカット対策&省エネ診断に基づく対策アイテムの進捗。					
	(27)年度	生産計画に整合した設備の適正運転管理を強化する。 具体的には、標準類の整備、省エネ診断対策アイテムの継続実施。					
	(28)年度	生産計画に整合した設備の適正運転管理を強化する。 具体的には、標準類の整備、省エネ診断対策アイテムの継続実施。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	ノーマイカーデーの設定(6月の環境月間の中で1日設定)					
	上記の措置を採用する理由	第一計画期間から実施しているため、引き続き実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	毎年実施される、京都府の「ライトダウンキャンペーン」に参加し、球温暖化防止に寄与しています。						
特記事項	・基準年度は、25年度から1車種追加となり生産台数が大幅増加となった、26年以降も引き続き同規模の生産となるため25年度を基準年度とする。 ・原単位当たりの温室効果ガス排出量は、kg-CO2/台とした。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。